

幕別町社会福祉協議会

第6期地域福祉実践計画（案）

（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会

は　じ　め　に

現在、地域社会においては、急速な少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、厳しい社会経済情勢等を背景に、社会的孤立や経済的困窮、児童虐待、DV、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー等、日々の暮らしを巡る困り事や生き辛さを抱える方が増え、生活、福祉課題は多様化、複雑化しておりますが、これらの課題は、誰にでもいつでも起こり得る事であることを、私どもを含めた関係機関や地域住民一人ひとりが自分事として認識する必要があります。

これらの課題に、住民主体の地域福祉を推進する使命を担う社会福祉協議会として、どのように地域福祉活動を推進するのか、どのような役割を果たしていくのかを示しました、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第6期地域福祉実践計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念に「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」を掲げ、第5期計画を踏襲しながら、5つの基本目標を柱に、すべての人が尊重され、性別や年齢、障害の有無、ライフスタイルの違いなどに関係なく、支える側、支えられる側など、既存の枠組みを超えた新たなつながり・支え合いを創り出し、人々が繋がりを持ちながら安心して生活を送ることができる、地域共生社会の実現に向け、役職員一丸となってその取り組みを進めまいります。

また、本計画を推進していくためには、町民並びに町内会、民生委員児童委員、関係機関・団体、福祉サービス施設・事業所、個人・団体ボランティア、行政との協働が不可欠となりますので、皆様とともに福祉のまちづくりの実現を目指して、より一層地域福祉の増進に努めてまいる所存でございますので、さらなるご支援、ご協力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人幕別町社会福祉協議会

会長 高橋 平明

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉実践計画の策定目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2

第2章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本目標	3
3 計画体系図	4
4 重点推進項目と主な取組み（年次計画）	5

第3章 主な取組み（取組み内容）

基本目標1 「地域づくりを主体的に担う人づくり」	8
基本目標2 「みんなで支え合う地域づくり」	10
基本目標3 「自立した生活を送ることができる地域づくり」	12
基本目標4 「安心して生活できる地域づくり」	17
基本目標5 「地域に理解され支持される社協づくり」	18

【資料】

1 第6期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	20
2 第6期地域福祉実践計画策定委員会への諮問	21
3 第6期地域福祉実践計画策定委員会の答申	22
4 第6期地域福祉実践計画策定委員会の協議経過	23
5 第6期地域福祉実践計画策定要綱・策定委員会設置要綱	24

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が地域福祉を推進する上で、基盤となる活動・行動を体系的に示したもので、住民同士の結びつきや助け合い活動・交流活動を活性化し、地域が抱える生活課題や福祉課題を、住民主体の活動をベースにして問題解決を図ることを目的として、中長期的な視点に立ち策定するものです。

幕別町社会福祉協議会（以下「社協」という）では、令和2年9月に「第5期地域福祉実践計画」（以下「第5期」という）を策定し、「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標として掲げ、5つの基本計画の実現のために様々な取り組みを実践してきました。

しかし、第5期の計画期間中において、少子高齢化の一層の進行、支援を必要としている生活困窮者等の増加、子どもの貧困の顕在化、社会的孤立の問題等、さまざまな課題が浮かび上がってきました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、住民同士のつながりや地域福祉活動、ボランティア活動などにも大きな制限が生じ、地域のつながりの希薄化が一層高まりました。

このような状況の中、本計画は第5期の計画の継続性に配慮しながら、厳しい社会経済情勢の中、持続可能な社会を目指し、地域住民等が支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた、新たに重点的に実施する活動項目を定め、地域の住民や団体等と共に地域福祉を推進していく、今後5年間の社協活動の実践計画として策定いたします。

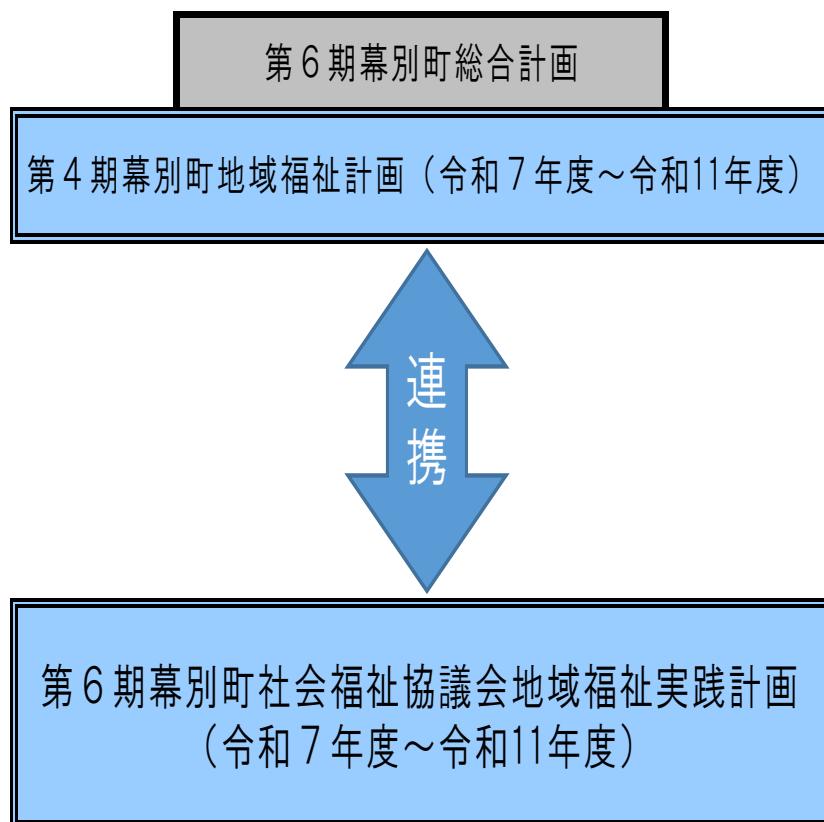
本計画の推進にあたっては、行政とのパートナーシップ、地域の関係団体及び地域住民との連携・協働が不可欠であり、また、地域福祉を推進するためには、社協の存在意義を広く示すための事業展開が重要となります。深刻な生活・福祉課題に対応できる地域づくりに向けて、その課題に柔軟に対応できる組織体制の整備や、その組織体制を持続可能とする運営基盤の強化にも取組みます。

2 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として作成するものであり、地域福祉の理念と仕組みを作る計画です。一方、「地域福祉実践計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社協が作成するものであり、地域福祉の推進を目的とする社協の活動や行動の実践的な計画となっています。両計画は、幕別町における生活・福祉課題の認識を共有し、目指す内容の整合性を図りながら、連携と役割分担をする中で、効果的に地域福祉を推進します。

3 計画の期間

この「第6期地域福祉実践計画」は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。ただし、その後の社会情勢、福祉制度の改変に対応するため、特に計画期間が同じ「第4期幕別町地域福祉計画」との連携を図りながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



第2章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

現在の地域社会は、少子高齢化や核家族化の進行に加え、住民一人ひとりの生活の多様化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、人と人のつながりが薄れるなど、地域における支えあいの働きが低下してきています。誰もが地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりと地域に理解される社協づくりを目指し、第5期地域福祉実践計画に引き続き、幕別町社会福祉協議会のスローガンを次のとおり定めます。

～ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり～

2 基本目標

1 「地域づくりを主体的に担う人づくり」

地域福祉に関する理解を深める取組みを行う中で、福祉意識の醸成、地域福祉活動の担い手の発掘や育成、ボランティアの養成に努めます。

2 「みんなで支え合う地域づくり」

住みなれた地域でいつまでも安心した生活ができるまちづくりを推進するため、地域住民とともに支えあう仕組みづくりを推進します。

3 「自立した生活を送ることができる地域づくり」

誰もが地域で安心・安全に、健康で自立した生活ができるように、相談体制の整備、福祉サービスの充実、権利擁護の推進に努めます。

4 「安心して生活できる地域づくり」

災害発生後、被災された地域住民に対する迅速なボランティア活動を行うため、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営ための準備を進めます。

5 「地域に理解され支持される社協づくり」

地域福祉を推進する団体として、社協のPR、組織体制の基盤強化、役職員の資質向上に努め、地域に理解され支持される社協づくりを目指します。

3 計画体系図



4 重点推進項目と主な取組み（年次計画）

◎：新規事業 □：事業の見直し・再編 ○：事業継続 △：調査検討・一部事業実施

基本目標1 「地域づくりを主体的に担う人づくり」					
重点推進項目	主な取組み	年次計画			
		7	8	9	10
1. 地域福祉に関する理解を深める取組みの推進	① 福祉教育の推進	□	○	→	
	② 出前講座の実施	○	→		
2. 地域福祉活動を担う人材の育成	① 生活支援体制整備事業の推進	○	→		
	② ボランティアセンターの機能強化	○	→		
3. ボランティアの養成	② ボランティアコーディネート事業の推進	○	→		
	③ ボランティア活動助成事業の推進	○	→		
	④ ボランティア交流研修会の実施	○	→		

基本目標2 「みんなで支え合う地域づくり」					
重点推進項目	主な取組み	年次計画			
		7	8	9	10
1. 地域で支える仕組みの充実	① 除雪サポート事業の推進	○	→		
	② 生活支援体制整備事業の推進	○	→		
2. 地域サロン等交流機会の促進	① いきいきエンジョイ教室の実施	○	→		
	② 居場所・交流の場づくりの推進	◎	○	→	
	③ 住民による地域サロンの推進	○	→		
	④ 多世代交流等の推進	◎	○	→	
3. 地域福祉を支える団体の活動支援	① 地域福祉活動支援事業の推進	□	□	○	→
	② 関係団体等に対する協力・支援	□	○	→	
4. まちづくりに関わる多様な推進主体とのネットワーク構築	① 関係機関等との連携による課題とニーズの把握	○	→		
	② 地域連携推進会議の実施	△	◎	○	→

基本目標3 「自立した生活を送ることができる地域づくり」

重点推進項目	主な取組み	年次計画					
		7	8	9	10	11	
1. 健康づくりの推進	① 高齢者就労センター事業の実施	◎	○	————→			
	② 健康づくりのための環境整備	◎	○	————→			
2. 断らない相談支援体制の構築	① 総合相談事業の推進	○	————→				
3. 適切な介護サービスの提供	① デイサービスセンター事業の実施	○	————→				
4. 高齢者の就労支援	① 高齢者就労センター事業の実施	○	————→				
5. 高齢者のいきがいづくりの推進	① いきいきエンジョイ教室の実施	◎	○	————→			
	② 高齢者就労センター事業の実施	◎	○	————→			
6. ひとり暮らし高齢者等の支援	① お元気ですか訪問の実施	○	————→				
	② 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業の実施	○	————→				
	③ 昼食交流会の実施	○	————→				
	④ 外出支援(移送)サービス事業の実施	○	————→				
	⑤ バス遠足事業の実施	○	————→				
7. 介護者への支援体制	① 介護用品等給付事業の実施	○	————→				
	② 在宅介護者の集い事業の実施	○	————→				
	③ 車いす貸出事業の実施	○	————→				
8. 障がい者の雇用・就業の推進	① 障がい者就労支援カフェノンノの運営	○	————→				
9. 生活困窮者の自立支援	① 福祉金庫貸付事業の実施	○	————→				
	② 生活福祉資金貸付事業の実施	○	————→				
	③ 生活困窮者等に対する安心サポート事業の実施	○	————→				
10. 成年後見制度の推進	① 後見実施機関業務の実施	○	————→				
	② 法人後見事業の実施	○	————→				
	③ 中核機関の運営	◎	○	————→			
11. 日常生活自立支援事業の活用推進	① 日常生活自立支援事業の実施	○	————→				
12. 重層的支援体制整備事業の推進	① ひきこもり地域支援センター事業の実施	◎	○	————→			
	② 生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施	◎	○	————→			

基本目標4 「安心して生活できる地域づくり」

重点推進項目	主な取組み	年次計画				
		7	8	9	10	11
1. 災害時に備えた体制の整備	① 災害ボランティアセンター等の運営体制の充実	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	→		
	② 緊急時の事業継続計画の整備	<input checked="" type="radio"/>	→			

基本目標5 「地域に理解され支持される社協づくり」

重点推進項目	主な取組み	年次計画				
		7	8	9	10	11
1. 地域に理解される社協づくりの推進	① 広報紙、ホームページ、SNS等での周知	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	→		
	② 地域連携推進会議の実施	△	◎	<input checked="" type="radio"/>	→	
	③ 地域ふれあい用具貸出事業の実施	<input checked="" type="radio"/>	→			
	④ 出前講座の実施	<input checked="" type="radio"/>	→			
2. 健全な財務運営と財源の安定的確保	① 共同募金運動の理解促進と助成金の適正化	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	→		
	② 中期の財政状況の安定化	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	→		
	③ 社協事業の理解促進による会費・寄付金の確保	◎	<input checked="" type="radio"/>	→		

第3章 主な取組み（取組み内容）

基本目標1 「地域づくりを主体的に担う人づくり」

【現状と課題】

- ・ 子どもから高齢者まで地域で生活するすべての人が、福祉に関する活動や行事などの体験を通して、地域福祉に対する意識を醸成することが必要となりますが、核家族化の進行により、特に次代を担う青少年が身近に福祉に関わる機会が減少しています。
- ・ 価値感の変化やライフスタイルの多様化により、隣近所との付き合いや町内会活動など、地域での顔がみえる関係や地域交流を必要と感じない人が増え、地域と地域福祉に対する地域住民の意識・関心の低下が懸念されています。
- ・ ボランティアに関する意識調査の中で、地域のボランティア活動の重要性の意識は低いものの、ボランティア活動自体については、関心がある、機会があれば参加したいと考えている地域住民は一定数存在するとの傾向が示されています。

【取組みの方向性】

- ・ 福祉意識の醸成には、幼少期から青年期における福祉教育が重要となるため、学校教育の場における体験を中心とした福祉教育を図っていきます。
- ・ 地域のつながりや活動を、支える人、受ける人といった視点のみで捉えることは、心理的に抵抗が生じることがあります。誰もが居場所・役割を持ち、主体的に関わることができる地域社会をつくるためには、つながりの楽しさや活動におけるやりがいといった面も共有していくことが重要です。まずは、住民一人ひとりが自分の関心のある人たちや分野から地域の活動に参加することで、将来地域福祉活動において活躍する担い手の育成に努めていきます。
- ・ ボランティア活動情報を必要としている地域住民に、どのように情報を提供し、ボランティアを増加させるかが、ボランティア活動を活性化させる方策の一つであると考えられます。

重点推進項目 1. 地域福祉に関する理解を深める取組みの推進

主な取組み	取組み内容
① 福祉教育の推進	町内の小学校、中学校、高校で行われる福祉教育及びボランティア活動に対し助成を行います。また、福祉教育について学校関係者と協議し、総合的な学習の時間等含めた中で、社協へ協力要請があれば可能な限り対応いたします。

② 出前講座の実施	地域住民の要望に応じて社協職員が集会等に出向いて、ボランティア活動の紹介、介護保険サービスの利用方法、成年後見制度の仕組みや利用方法、生活支援体制整備事業（地域の支え合い活動等）の取組み等について説明します。
重点推進項目 2. 地域福祉活動を担う人材の育成	
主な取組み	取組み内容
① 生活支援体制整備事業の推進	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民や多様な活動主体が連携・協力して、日常の困り事や課題にともに取り組める住民主体の地域づくりを目指します。生活支援コーディネーターを配置して、地域の高齢者支援の担い手の発掘及び養成に取組みます。
重点推進項目 3. ボランティアの養成	
主な取組み	取組み内容
① ボランティアセンターの機能強化	ボランティアに対する情報の収集と発信を行い、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを目指し、災害時を含めたボランティアセンターの機能強化に向けた検討を行うとともに、ボランティアセンターの機能強化に合わせたボランティアの養成について検討するなど、ボランティアの養成にも努めます。
② ボランティアコーディネート事業の推進	ボランティア活動の推進役として、ボランティア活動希望者とボランティアの支援を求める者との調整活動を行い、ボランティアが活動しやすい環境整備を図るために、ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの需給調整や相談業務、情報の収集・提供などを行います。
③ ボランティア活動助成事業の推進	個人ボランティアに対し、安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア保険掛金の助成を行い、個人ボランティアの養成を推進します。
④ ボランティア交流研修会の実施	社協登録のボランティア団体並びに個人ボランティアを対象に情報交換や交流を図ることにより、ボランティアとボランティアセンター並びにボランティア相互の連携を強化し、さらなるボランティア活動を推進するため、ボランティア交流研修会を実施します。

基本目標2 「みんなで支え合う地域づくり」

【現状と課題】

- 日常生活の中で支援が必要な人を支える仕組みが不足している中、つながり・交流の薄い人やない人の中には、心身の状況や生活環境などによって、不安感や孤立感を抱いている人がいます。
- 地域には、高齢者や障がいのある人、生活困窮者など、多様な課題を抱えた人たちがいます。その悩みや課題は性別、年齢、家族構成などによって様々であり、地域福祉活動に携わる人・団体が連携しなければ解決が難しいほど、複雑で深刻な問題を抱える人への対応が求められています。

【取組みの方向性】

- 地域住民の普段の生活の中での、何気ないつながりや意識しないで行っている支え合いを「地域のお宝」と呼び、貴重な地域資源であることを地域住民に意識付けすることで、地域の支え合い活動の基盤づくりに取組みます。
- 地域で孤立しがちな高齢者や障がいのある方、子育て世代等の閉じこもりを防止する観点から、多世代交流等の推進や地域での居場所・交流の場づくりの支援を行います。
- 地域福祉などに関する様々な機関や団体等が、地域の生活課題に対する問題意識を共有することで解決力を高めるとともに、地域住民に対し、団体等の活動を周知することで、地域のつながりの強化と地域の活性化につなげていきます。

重点推進項目 1. 地域で支える仕組みの充実	
主な取組み	取組み内容
① 除雪サポート事業の推進	高齢者や障がい者への在宅生活の支援と、町内会の福祉コミュニティづくりの形成に資することを目的に、「機械除雪サポート事業」「小型除雪機貸出事業」を行います。また、除雪困難世帯に対する雪支援策について調査、検討を行い、新たな除雪サポート事業の開発に努めます。
② 生活支援体制整備事業の推進	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民や多様な活動主体が連携・協力して、日常の困り事や課題とともに取り組める住民主体の地域づくりを目指します。生活支援コーディネーターを配置して、地域住民の普段の生活の中での、何気ないつながりや意識しないで行っている支え合いを「地域のお宝」と呼び、貴重な地域資源であることを地域住民に意識付けすることで、地域の支え合い活動の基盤づくりに取組みます。

重点推進項目 2. 地域サロン等交流機会の促進	
主な取組み	取組み内容
① いきいきエンジョイ教室の実施	幕別・札内地区にて、家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設に参集していただき、参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動などを行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。
② 居場所・交流の場づくりの推進	高齢者、障がいのある方、子どもをはじめ、地域住民の誰もが気楽に立ち寄ることができ、自分らしく自由な時間を過ごし、人との新しいつながりを生む地域交流の場として、さまざまな居場所や交流の場（イベント型、交流型、食事会型等）づくりの支援を行います。
③ 住民による地域サロンの推進	地域サロンを運営する住民活動を支援するため、サロンの立ち上げや運営に関する相談、新規サロンへの開設準備に関わる費用の助成、サロン保険料の負担、利用人数に応じた活動助成金の交付、ふまねっとセンターの派遣などを行い、地域サロンを運営するスタッフ間の交流研修会を開催します。
④ 多世代交流等の推進	地域で暮らす高齢者、障がい者、こども、子育て世代等の当事者が参加する、交流イベント等の開催や交流プログラムを実施し、お互いの理解と認識を深める機会をつくります。これらの運営に関しては、社協が実施主体として行うのではなく、共助という観点やそれぞれの強みを生かし役割を担っていただくという意味合いから、地域住民、関係機関・団体、異業種等の様々な方々に協力を仰ぎながら、連携して実施します。
重点推進項目 3. 地域福祉を支える団体の活動支援	
主な取組み	取組み内容
① 地域福祉活動支援事業の推進	地域福祉活動の振興を図るため、住みよい地域社会の創造や地域の特性を生かした地域福祉活動を実施している団体に対して助成を行っていますが、既存対象団体や新規対象団体への助成の在り方の検討を行い、限られた財源の中で効果的な助成を行うための取り組みを進めます。
② 関係団体等に対する協力・支援	関係団体等の事業やイベント等への協力や支援のほか、遺族会事務局の運営を担います。
重点推進項目 4. まちづくりに関わる多様な推進主体とのネットワーク構築	
主な取組み	取組み内容
① 関係機関等との連携による課題とニーズの把握	町福祉関係部署（地域包括支援センター含む）、民生委員児童委員協議会、自立支援協議会、高齢者や障がい者等の当事者で組織される関係団体への協力・支援等の連携の中で、課題とニーズの把握に努めます。
② 地域連携推進会議の実施	町内会役員に参集いただき、社協及び幕別町共同募金委員会の事業内容の意義や有用性を周知し理解と協力を得るとともに、地域の課題や社協への要望等について率直に意見を交わす場として開催いたします。

基本目標3 「自立した生活を送ることができる地域づくり」

【現状と課題】

- ・ 住民一人ひとり、特に高齢者が積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを認識し、ライフステージに合わせた健康づくりにより、フレイルや認知症等の予防に取り組む必要があります。
- ・ 地域住民の福祉相談に対するニーズは複雑・多様化しており、地域住民が安心して、気軽に相談や支援を受けられるようになるには、地域住民が抱える課題・問題を早期に発見し、適切に対応する体制が求められます。
- ・ 行政が提供する福祉サービス及び社協が提供する福祉サービスそれぞれに、質的、量的な充実が求められている中、地域住民のニーズを拾い上げ、より満足度の高いサービスを提供することが課題としてあげられます。
- ・ 高齢化の進行等により、認知症高齢者等が増えつつありますが、こうした支援を必要とする人が、地域で安心して生活していくためには、成年後見制度等の活用が必要となっています。
- ・ さまざまな理由で、経済的・社会的に自立して生活することが困難な生活困窮者が増加しており、生活困窮者が生じる原因は複雑で多岐にわたっています。生活困窮者は、既に顕在化している場合と課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、複合的な課題を抱える生活困窮者が制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要があります。

【取組みの方向性】

- ・ 要介護の原因となる認知症、運動機能の低下を予防するため、高齢者等が無理なく健康な行動がとれる環境づくりを推進します。
- ・ 多様化する相談ニーズに対し、柔軟に対応できる職員の資質向上に努め、相談がよせられやすい体制づくりを推進します。
- ・ 地域で生活するすべての人々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの更なる充実を目指します。
- ・ 認知症高齢者や障がい者等の地域での安心安全な生活に向けて、成年後見制度等の利用促進と権利擁護の体制整備に取組みます。
- ・ 生活困窮者に対する支援については、生活困窮者の地域生活を支える視点と、生活困窮者を支える地域をつくる視点の両方が求められ、さまざまな分野の社会資源の連携を促進し、行政、関係機関、地域住民等の協働による「地域づくり」の取り組みを進めています。

重点推進項目 1. 健康づくりの推進	
主な取組み	取組み内容
① 高齢者就労センター事業の実施	高齢者就労センターに登録する会員が、定期的な仕事を持つことで身体を動かす機会が増え、筋力や体力の維持に役立ち、また、社会との関わりを持つことで精神的な充実感が得られ、心身の健康を保つことができ、フレイル（高齢者が身体的、精神的に弱っていく状態）及び認知症の予防、健康寿命の延伸の効果が期待できます。
② 健康づくりのための環境整備	市民が無理なく健康な行動がとれる環境づくりのため、集団や個人、地域の特性を踏まえた健康づくりを推進します。社協では、出前講座等での脳トレ、ふまねっとサポーターの協力による「ふまねっとサロン」の実施、健康麻雀によるサロン活動の支援を行っています。
重点推進項目 2. 断らない相談支援体制の構築	
主な取組み	取組み内容
① 総合相談事業の推進	福祉制度及び福祉サービスの情報提供、認知症・知的障がい・精神障がい等による日常生活上の各種相談、生活困窮者への応急資金（福祉金庫）の貸付、生活福祉資金の貸付相談、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所・自立相談支援事業所等の各関係機関・町担当部署へのつなぎ役を担います。
重点推進項目 3. 適切な介護サービスの提供	
主な取組み	取組み内容
① デイサービスセンター事業の実施	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、介護保険法に基づく通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に基づく第一号通所事業を実施し、利用者へ親切丁寧かつ適切な介護サービスを提供します。
重点推進項目 4. 高齢者の就労支援	
主な取組み	取組み内容
① 高齢者就労センター事業の実施	高齢者就労センターに登録する会員が自らの経験と能力を活かし、無理のない範囲で働くことの中から生きがいを求めるができるよう、様々な就労の場を提供します。
重点推進項目 5. 高齢者のいきがいづくりの推進	
主な取組み	取組み内容
① いきいきエンジョイ教室の実施	幕別・札内地区にて、家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設に参集していただき、参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動などを行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。
② 高齢者就労センター事業の実施	高齢者就労センターに登録する会員が自らの経験と能力を活かし、無理のない範囲で働くことの中から生きがいを求めるができるよう、様々な就労の場を提供します。

重点推進項目 6. ひとり暮らし高齢者等の支援	
主な取組み	取組み内容
① お元気ですか訪問の実施	家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者に対し、顔を合わせて話をする交流の機会を確保していくために、自宅を訪問し、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図ります。
② 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業の実施	高齢者の方々が自立した生活を営むことができるよう、道営とかち野団地に生活援助員を配置し、各種相談の対応や安否確認などを行います。
③ 昼食交流会の実施	忠類地区にて、家に閉じこもりがちな方を対象に、ふれあいセンター福寿に参集していただき、ボランティアの方たちが作る昼食やゲームなどで交流し、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。
④ 外出支援（移送）サービス事業の実施	幕別・札内地区にて、移送車両により、利用者の日常生活における外出手段の確保と利便性の向上を図り、行動範囲の拡大を推進することを目的に、通院や買い物などに対し支援をします。
⑤ バス遠足事業の実施	忠類地区にて、家に閉じこもりがちな方を対象に、春と秋の2回実施しています。普段体験できない鑑賞や見学、買い物、食事などのプログラムにより、高齢者の社会参加を促進します。
重点推進項目 7. 介護者への支援体制	
主な取組み	取組み内容
① 介護用品等給付事業の実施	在宅において、重度の介護を必要としている方を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、介護を受けている方の在宅生活の支援を図ることを目的に、介護用品等の購入に係る費用の一部を助成します。
② 在宅介護者の集い事業の実施	日頃の介護体験などを話し合い、介護者相互の交流の機会を提供し、介護者の心身の元気回復を図ることを目的に、日帰り旅行などを活用して在宅介護者の集いを実施します。
③ 車いす貸出事業の実施	車いすを貸与することにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資することを目的に、介護や通院などで車いすを必要とする住民に、一時的に無料で貸し出しを行います。
重点推進項目 8. 障がい者の雇用・就業の推進	
主な取組み	取組み内容
① 障がい者就労支援カフェノンノの運営	札内コミュニティプラザにおいて、障がい者とボランティアによるカフェを運営し、障がい者の一般雇用に向けた活動を支援とともに、家に閉じこもりがちな高齢者や子育て中の親と子供たちが気軽に交流できる居場所をつくります。

重点推進項目 9. 生活困窮者の自立支援	
主な取組み	取組み内容
① 福祉金庫貸付事業の実施	生活困窮世帯に対し、緊急不時の出費を要する応急資金の貸付を行うことにより、経済的自立と福祉の増進図ることを目的に、原則5万円を限度に無利子で貸付を行います。
② 生活福祉資金貸付事業の実施	厚生労働省の所管事業として、北海道社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付事業を受託し、一時的に生活に困窮している要援護者や離職者の自立支援を図るため、町や民生委員児童委員と連携を図りながら、制度の周知、相談対応、貸付支援等を行います。
③ 生活困窮者等に対する安心サポート事業の実施	北海道社会福祉協議会及び道内の社会福祉法人による拠出金を活用し、生活困窮者の自立支援に向けた相談支援事業を行い、緊急的な支援が必要な人に対して、灯油、家賃、電気料金等の支払代行（現物給付）による経済的援助事業を行います。
重点推進項目 10. 成年後見制度の推進	
主な取組み	取組み内容
① 後見実施機関業務の実施	成年後見制度の普及・啓発と相談対応、家庭裁判所への申立手続の支援、市民後見人養成研修及び市民後見人養成研修修了者フォローアップ研修、後見実施機関運営協議会の運営等を行います。
② 法人後見事業の実施	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が必ずしも十分でない方の権利や財産を守るために、成年後見制度における法人後見事業を実施します。法定後見（後見・保佐・補助）の受任により、成年被後見人等の身上監護（生活、療養看護に関する事務）や財産管理（預貯金の管理及び払い戻し等）を、法人後見支援員と連携・協力しながら、職員が後見活動の実務を担います。また、法人後見事業の適切な運営を図るため、法人後見運営委員会を運営します。
③ 中核機関の運営	幕別町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用ができるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中核となる機関の運営を担います。
重点推進項目 11. 日常生活自立支援事業の活用推進	
主な取組み	取組み内容
① 日常生活自立支援事業の実施	北海道社会福祉協議会から委託を受け、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常生活の相談や金銭管理などの援助を行うことで、安心して生活できるよう支援します。

重点推進項目 12. 重層的支援体制整備事業の推進

主な取組み	取組み内容
① ひきこもり地域支援センター事業の実施	幕別町が実施主体であるひきこもり地域支援センター事業の相談窓口業務を幕別町と連携して行うとともに、同センター事業の周知や潜在的なひきこもりの方の早期把握にも努めます。
② 生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施	社協が事業主体として実施しています各事業を通して、地域住民による共助の取組みを促進し、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進します。

基本目標4 「安心して生活できる地域づくり」

【現状と課題】

- ・ 災害時における被災者の多様なニーズのすべてに行政や被災地の住民だけで対応することには限界があります。これらの多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、全国各地から被災地に集まるボランティアや専門的なノウハウを持つNPO等が円滑に活動できる環境づくりが求められます。

【取組みの方向性】

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営について、社協が開設する災害ボランティアセンターが円滑にボランティアを受け入れられるようにするなど機能強化の対応を図ります。
- ・ 大規模災害時等の際は、災害ボランティアセンターの設置・運営と並行して、社協事業の重要業務や福祉サービスを中断しないために、「緊急時の事業継続計画(BCP)」を策定し、災害後の早期復旧を図ります。

重点推進項目 1. 災害時に備えた体制の整備	
主な取組み	取組み内容
① 災害ボランティアセンター等の運営体制の充実	大規模な災害の発生に備えて、災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、幕別町をはじめとする関係機関・団体と連携、情報交換を行います。また、同センターの設置・運営訓練を行い、必要に応じて運営マニュアルを見直します。
② 緊急時の事業継続計画の整備	通常業務が困難となるような大規模地震及び風水害、市中感染症が発生した際に、重要業務や福祉サービスを中断しないために、「緊急時の事業継続計画(BCP)」を策定し、職員への周知を図ります。また、隨時検討を重ね、災害後の早期復旧を図ることが出来るよう訓練等も行っていきます。

基本目標5 「地域に理解され支持される社協づくり」

【現状と課題】

- ・ 社会福祉協議会は、行政、福祉関係者や対象者などの一部には認知されていますが、地域住民にはあまり認知されていないのが実情です。そのため、事業協力者（ボランティア等）を募集する際に理解が得られず、事業協力者が減少しています。
- ・ 各種事業にかかる経費が膨らんでいく中、社協会費や寄付金などの減少により自主財源の確保が困難となっており、財源不足を補填するための基金（積立金）の取り崩しが常態化していることから、将来的に基金の枯渇による財政の悪化が懸念され、財政面の安定化が課題となっています。
- ・ 地域福祉の領域や役割が大きくなる中、社協に対する信頼や社会的な期待に応えるためには、役職員一人ひとりが自覚と責任のある行動をとることが重要となります。

【取組みの方向性】

- ・ 社協という組織自体の地域住民へのPRの強化、社協の活動や事業に対する地域住民の理解の促進を行います。
- ・ 中期的な財政状況の安定化に向けて、公費財源のルール化に向けた行政との協議、社協会費、共同募金や寄付金の理解促進など、財政状況の健全化に向けた取組みを行います。

重点推進項目 1. 地域に理解される社協づくりの推進	
主な取組み	取組み内容
① 広報紙、ホームページ、SNS等での周知	地域住民の福祉活動に対する理解や社協事業への参加を促すため、定期的な広報紙（社協だより）の発行、ホームページやSNS等によるPRなど広報のデジタル化を推進し、様々な世代に対して啓発を行い、社協活動への理解促進に努めます。
② 地域連携推進会議の実施	町内会役員に参集いただき、社協及び幕別町共同募金委員会の事業内容の意義や有用性を周知し理解と協力を得るとともに、地域の課題や社協への要望等について率直に意見を交わす場として開催いたします。
③ 地域ふれあい用具貸出事業の実施	町内会や町内で活動している団体を対象に地域福祉活動や地域交流活動を支援するため、無償及び低額でレクリエーション用具等の貸出しを行い、地域貢献と社協のPRを行います。
④ 出前講座の実施	地域住民に対し社協が行う福祉サービスの内容などについて説明し、社協に対する理解を深めていただくとともに、住民とのつながりを深めることで、地域福祉の更なる向上につなげていきます。

重点推進項目 2. 健全な財務運営と財源の安定的確保	
主な取組み	取組み内容
① 共同募金運動の理解促進と助成金の適正化	共同募金の助成金は、地域福祉事業の有効な財源となっており、共同募金委員会と連携を図りながら、地域で集めた募金が地域のために使われる仕組みをPRするとともに、地域に貢献（還元）することができる適正な助成金の活用を検討し、実践いたします。
② 中期の財政状況の安定化	中期の財政状況の安定化を目指し、公費財源のルール化に向けた行政との継続協議や、社協事業の計画的執行と基金の計画的運用による安定的な財政運営に努めます。
③ 社協事業の理解促進による会費・寄付金の確保	地域福祉活動の推進や社協事業の理解促進により、社協が住民にとって身近な存在になるよう努めるとともに、社協に加入する何らかのメリット、恩恵を享受できるシステムづくり、参加する意義を見つける仕組みづくりを考え、実践いたします。

1 第6期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属等
委 員	斎藤 博	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会副会長
	横山 宏	幕別町民生委員児童委員協議会会长 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会理事
	矢野 優子	幕別町ボランティア連盟会長 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会理事
	宮澤 清志	幕別町障害者（児）団体連絡協議会会长 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会理事
	成田 啓介	社会福祉法人幕別真幸協会総合施設長 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会理事
	広田 瑞恵	幕別町住民福祉部福祉課長
	乾 麻里子	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会 デイサービスセンター業務係長
	出口 延幸	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会 生活支援係長
	小野 照人	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会 総務地域福祉係長兼高齢者就労センター業務係長
事務局	佐々木 成仁	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会 事務局長兼忠類支所長

2 第6期地域福祉実践計画策定委員会への諮問

幕社協第591号
令和6年8月30日

第6期地域福祉実践計画策定委員会
委員長 斎藤 博 様

幕別町社会福祉協議会
会長 高橋 平明

第6期地域福祉実践計画の策定について（諮問）

第6期地域福祉実践計画の策定について、第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき諮問いたします。

3 第6期地域福祉実践計画策定委員会の答申

4 第6期地域福祉実践計画策定委員会の協議経過

5 第6期地域福祉実践計画策定要綱・策定委員会設置要綱

第6期地域福祉実践計画策定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人幕別町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民、行政、社会福祉施設等、福祉関係団体、ボランティア、民生児童委員等と連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域づくりの基盤・体制づくり、事業運営に取り組むための地域福祉実践計画を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(策定者)

第2条 策定者は本会とする。

(策定主管)

第3条 策定主管は本会第6期地域福祉実践計画策定委員会とする。

(計画策定期間)

第4条 計画策定期間は1年間とする。

(計画設定期間)

第5条 計画設定期間は5年間とする。ただし幕別町地域福祉計画との設定期間の均衡を考慮し、必要に応じて期間を変更する。

(名称)

第6条 計画の名称は「第6期地域福祉実践計画」とする。

(基本目標)

第7条 基本目標は「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」とする。

(策定方法)

第8条 本会内に第6期地域福祉実践計画策定委員会を設置し、計画内容を検討した後、本会会长へ答申。その後、理事会、評議員会に諮り、計画を決定するとともに、各年度の事業計画に盛り込まれた計画の具現化を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月23日から施行する。
- 2 この要綱の効力は、第6期地域福祉実践計画が、本会理事会並びに評議員会で承認されるまでとする。

第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人幕別町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、第6期地域福祉実践計画を策定するため、第6期地域福祉実践計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、第6期地域福祉実践計画策定に向けて協議、検討を行う。

(構成)

第3条 委員の定数は、10名以内で構成し、本会会長がこれを委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から3月31日までとする。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月23日から施行する。
- 2 この要綱の効力は、第6期地域福祉実践計画が、本会理事会並びに評議員会で承認されるまでとする。
- 3 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

第6期地域福祉実践計画（令和7年度～令和11年度）
発行 令和7年3月

社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会

〒089-0611 中川郡幕別町新町122番地の1
幕別町保健福祉センター内
TEL：0155-55-3800（代表）
FAX：0155-55-2115
E-mail：maku-sha@beach.ocn.ne.jp